身体拘束等の適正化のための指針

特定非営利活動法人 在宅福祉サービスウイズ

#### 【身体拘束等の適正化のための指針】

I 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を 阻むものです。ウイズでは利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化す ることなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意 識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

## (1) 具体的な考え方

- ① 身体拘束は廃止すべきものである。
- ② 身体拘束禁止に向けて。常に努力をしなければならない。
- ③ 「やむを得ない」で安易に身体拘束を行わない。
- ④ 創意工夫を忘れずにチャレンジする。
- ⑤ 利用者の人権を最優先に考える。
- ⑥ 私達の提供するサービスに誇りと自信を持つ。
- ⑦ やむを得ない場合、利用者・ご家族・保護者に十分な説明を行うなど、適切な 手順を踏む。
- ⑧ 身体拘束を行った場合でも、あらゆる手段を講じて廃止するための努力を怠らない。
- (2) 訪問介護サービス及び障害福祉サービスの身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を 保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動 を制限する行為を禁止しています。

## (3) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。

しかしながら、以下の 3 つの要素全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性:利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

③ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 ※身体拘束を行う場合は、以上の3つの要件を全て満たすことが必要です。

#### (4) 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように車椅子・ベッドに大幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、車椅子・ベッドに大幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をベッドに大幹や四肢をひ も等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように Y 字型拘束帯や 腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドに大幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ① 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

### Ⅱ身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

在宅福祉サービスウイズでは、身体拘束廃止に向けて「身体的拘束等適正化検討 委員会」を設置します。

- ① 設置の目的
  - ・法人内での身体拘束廃止に向けて現状把握及び改善についての検討
  - ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
  - ・行った身体拘束について、状況・手続き・方法などが適正かどうかの確認
  - ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
  - ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ② 身体拘束適正化委員会の開催

委員会は、6か月に1度(8月・2月)に定期開催します。

# ③ 身体拘束適正化委員会の構成

委員会は、次に記載する者で構成します。

- ア) 理事長 (障害ヘルパー事業管理者兼務)
- イ) 訪問介護管理者
- ウ)ケアホームともにこ管理者
- エ)ケアホームともにこ主任世話人
- オ) 理事2名
- カ)その他、理事長が必要と認める者 ※委員会の責任者はケアホームともにこ管理者とする

#### (2) 身体拘束適正化のための職員研修に関する指針

在宅福祉サービスウイズは、従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を 実施します。

- ① 研修の実施
  - ・身体拘束適正化のための研修を年1回以上開催する。
  - ・新規採用職員がある場合は、入職時に身体拘束適正化のための研修を行います。
- ② 研修の内容

身体拘束適正化のための基礎的な内容として、適切な知識を普及・啓発します。

③ 研修の記録

研修実施後、参加者に対しそれぞれ記録の作成を求めます。

当日参加できなかった者については、配布した資料を読み込んだ上、記録の作成を求めます。

## Ⅲ 身体拘束等発生時の対応

本人又は他の利用者の、生命、身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、以下の点について検討・確認します。

- ・拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて
- ・身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要素全て を満たしているかどうかについて

## ② 利用者本人やご家族・保護者に対しての説明

要件を検討・確認したうえで、身体拘束を行うことを選択した場合は、本人や ご家族・保護者に対して、以下の点を詳細に説明して、同意を得た上で実行し ます。

- ・身体拘束の内容・目的・理由
- ・拘束時間又は時間帯・期間・場所
- ・改善に向けた取り組み方法など

#### ③ 嘱託医への相談

利用者様の状況について詳細に説明して相談の上指示を仰ぎます。 身体拘束が必要な場合、嘱託医の診断書を得るようにします。

#### ④ 身体拘束の記録

身体拘束を行った際は、理由・様子・心身の状況・開始と終了の時間・等を記録します。

### ⑤ 拘束の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合には、速やかに身体拘束を解除します。

### IVこの指針の閲覧について

在宅福祉サービスウイズでの身体拘束廃止に関する指針は、求めに応じていつでも法 人内にて閲覧できるようにします。

また、在宅福祉サービスウイズのホームページにも公表し、いつでも利用者及びご家 族が自由に閲覧できるようにします。

附則 令和5年5月10日制定